

『東三河後見センター』会報 第31号

発行者：認定NPO法人東三河後見センター

〒442-0033

豊川市豊川町辺通4-4 豊川商工会議所3階

平成27年 3月30日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

認定NPOとして認定される！

5月30日（土）に第9回通常総会とシンポジウム

認定NPOの価値を見つめなおす

当法人の最初の認定NPOの認定期限が昨年6月30日をもって切れ、9月に平成24、25年度の実績をもとに改めて認定申請を愛知県に提出しました。今年2月13日、待ちに待った愛知県知事の認定の通知が届きました。認定審査のポイントはPST（パブリック サポート テスト）で、対象の2年度で3千円以上の寄付者又は賛助会費納入者が合計200人以上という判定基準でした。東三河後見センターの7年余りの活動がどれほど多くの市民に支持されるのか、25年度は思い切っただけ多くの方に寄付や賛助会員の募集を広げました。その結果、合計200人をわずかですがオーバーすることができました。私はこれを東三河後見センターのすべての活動の成果として誇りたいと思いますし、支援してくれた人たちの期待を裏切らないように、職員・市民後見人一同、気持ちを引き締めて臨みたいと思います。

正会員、賛助会員の皆様には27年度も是非会員を継続していただけるようお願いするとともに、機会があったらお知り合いに会報を差し上げ、東三河後見センターのことをお伝えして、賛助会員加入をお勧めしてください。皆様の一言が成年後見制度の利用の促進につながるものと確信しています。

5月30日（土） 13：30総会、14：30シンポジウム「市民後見の展望Ⅲ」

第9回通常総会では、会員の皆様と26年度のまとめをして、27年度の計画を議論し、確認して活動に踏み出します。今度の総会は2年任期の役員改選の年にあたり、改めて理事と監事が選任されることとなります。

総会閉会後に「市民後見の展望Ⅲ」と銘打って、3年連続3回目の同名のシンポジウムを行います。中村成人弁護士の司会により、行政職員、市民後見人2人、東三河後見センター事務局長が、現状を具体的に語り、今後の課題を浮き上がらせることができればと企画しました。市民後見を地域の仕組みとしてバージョンアップすることの必要性を多くの方に感じ取っていただければと期待しています。だれでも無料で参加できます。シンポジウムだけでも結構ですので、ぜひおいでください。

27年度は後見活動のスキルアップの年に

超高齢社会の進行とともに第三者後見人のニーズは増加の一途です。しかも、相続、不動産売買、消費者被害、債務整理、親族による経済的虐待、障害者が複数の家族、などなど難しい問題を複数抱えた事案が増加しているのが、東三河後見センターの相談窓口から見える特徴です。

そうした難しい問題を解決しご本人の権利を擁護するためには、後見人としての倫理とスキルを向上させなければなりません。市民後見人といえども同様です。27年度は事例に基づくスキルアップの場を多数設けたいと考えています。

（代表理事 長谷川卓也）

第4回 成年後見ミーティング 1月10日(土) 13:30~15:30 プリオ 第3会議室

話題：「意思決定支援について 精神障がい、知的障がいのある方への意思決定支援」

参加者 12名

話題提供者は、飯星睦生（市民後見人お世話係・臨床心理士・精神保健福祉士）さんと私（工藤）が担当しました。

はじめに、私から民法858条の成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮義務の条文から「意思」について考えていただきました。被後見人等の意思を尊重した支援をするには、本人の「思い」がどういふものかを探る工夫が必要となります。また、国内外の法律・制度（特に障がいのある方に対する法制度）において「意思決定の支援」が明文化されていることを紹介し、支援方法として意思の決定への関わり方、成年後見制度の理念に謳われている「自己決定の尊重」の根本となる意思決定支援というものが支援の潮流になりつつあることをお話させていただきました。

その後、飯星さんが「精神障がいがある方への意思決定支援」と題して、統合失調症、躁うつ病を中心に、それらの症状（表情、話し方、動作、態度の外的特徴等）や病型について説明をされました。そうした精神障がい者の方に対する意思決定支援においては、①同じ目線であること、②傾聴、③受容、④共感、⑤ラポールを築くことが大切であり、そうした関わりをとおして、精神障がい者に対する偏見がなくなるのではないかと、また、精神的な障がいについては誰でもなりうるものだとのお話をいただきました。



（話題提供：飯星さん）

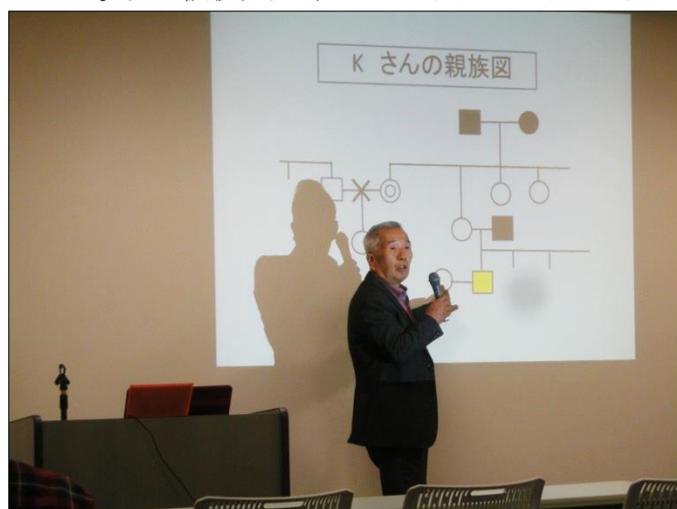
第5回 成年後見ミーティング

3月7日(土) 13:30~15:30 プリオ 視聴覚室

話題：「死後の事務と後見終了の事務」 参加者 10名

はじめに、長谷川卓也さんが、「本人死亡後の事務（死後の事務）について」と題して、被後見人等がお亡くなりになった後に、後見人等が法律上しなければならないことと必要に応じて、実際に後見人等が行っていることを整理してお話されました。特に被後見人等がお亡くなりになると同時に後見人等の権限がなくなるので、法律上当然にすべきこと以外は注意が必要となります。

続いて、池田進さんが担当されていた、被後見人が亡くなった後、「親族が関わってくれたケース」、「親族が関わることができない（関わりを拒否している）ケース」、「公正証書遺言があったケース」の3つのケースをもとに後見等担当者として実際に行ってきたことをパワーポイントでお話されました。法人後見等、第3者が後見人等として関わるケースが増えており、親族がいても遠方であったり疎遠な関係になっていたり最期の関わりから死後の関わりには大変なエネルギーを要します。また、検討資料ではありません。



（話題提供：池田さん）

ますが死後の事務を想定した、「被後見人が死亡した場合の対処方」としてフローチャートで死後の事務の流れを示してくださいました。今後、マニュアルを整備したいと考えています。

今回は、やや参加者が少なかったのですが（会場は今までで一番広かったのですが・・・）、参加者全員で死後の事務について議論しました。「公正証書遺言とは？」、「相続人が把握できない、疎遠で関係がもてないときどうしよう」、「本人が臓器提供カードで意思表示していた時の対応は？」等・・・。今回の議論だけでは結論はでませんでした、必ず直面することとしてその対応ができるようにしなければなりません。



（グループワークの様子）

次年度 第1回目は平成27年5月9日（土）

13：30～15：30 プリオ 視聴覚室 話題「後見事務マニュアルについて」

是非、ご参加ください！！

（文責 工藤 明人）

ミーティングの開催の曜日が変わります

世の中にはさまざまなミーティングがありますが、当法人が「ミーティング」としているのは、法人後見の受任当初より行っている、法人後見等担当者による後見業務活動の報告会のことをいいます。

毎週火曜日の9時15分から2時間弱、美味しいコーヒーをいただきながら、後見事務等担当者より活動内容の報告や活動するうえでの困り事などを発表しあい、困り事への解決に向けて相談し合っています。お互いがどのような後見業務を行っているか、後見業務から生じた課題にどのように対応するか、みんなで考えることができます。

市民後見人の方が増えてくる中で、「毎週火曜日に固定されているため参加したいができない。」という声や法人としても後見等担当者の多くの方がこのミーティングに参加できるように、平成26年1月10日から2月13日の期間で、市民後見人と市民後見名簿登録者の方を対象として参加可能な曜日についてのアンケート調査をいたしました。

その結果、平成27年4月より原則として毎月、**第1火曜日、第2金曜日、第3火曜日、第4水曜日**の9：15～2時間弱のミーティングを法人事務所にて行うことになりました。美味しいコーヒーを淹れてお待ちしておりますので、市民後見人の方の参加をお待ちしています。ミーティングの開催日は、「**ミーティングカレンダー 平成27年4月～**」をご確認ください。※市民後見人名簿登録者の方のみ同封しています。

認定NPOを取得しました！！

今回の会報から、発行者欄のNPO法人東三河後見センターの前に『認定』の2文字が加わりました。気づいていただけただけでしょうか？

前回の認定期間の期限が平成 26 年 6 月 30 日までとなっていましたので、再度、平成 26 年 9 月 5 日に申請し、法人事務所にて愛知県担当者 2 名による監査を受けた結果、認定 NPO として愛知県より認定を受けることができました。尚、今回の認定期間は、平成 27 年 2 月 13 日から平成 32 年 2 月 12 日までの 5 年間となります。

内閣府 NPO ホームページによれば、平成 27 年 1 月末現在、NPO 法人の認証数は全国で、49,873 法人、そのうち認定 NPO 法人は、平成 27 年 3 月 6 日現在、461 法人となっています。愛知県（名古屋市も含む）の認定 NPO 法人はわずか 19 法人（平成 27 年 1 月末現在）となっています。

認定 NPO とは？

NPO 法人のうち、一定の要件を満たす法人は、所轄庁（都道府県又は政令指定都市）から認定されることで、税制上の優遇措置を受けることができます。この認定 NPO 法人制度は、NPO 法人への寄附を促すことにより、NPO 法人の活動を支援することを目的としています。

認定 NPO 法人への寄附者に対する税制上の優遇措置

～個人が寄附する場合～

個人が認定 NPO 法人に寄附をすると、所得税（国税）の計算において、「寄附金控除（所得控除）」の適用を受けるか、「寄附金特別控除（税額控除）」の適用を受けるか、どちらか有利な方を選ぶことができます。

国税と地方税あわせて、寄附金額の最大 50%が税額から控除されます。

①所得税額の控除額（税額控除を選択した場合）⇒（寄附金額－2,000 円）×40%

②住民税の控除額（都道府県と市町村双方が指定した場合）⇒（寄附金額－2,000 円）×10%

～法人が寄附をする場合～

法人が認定 NPO 法人に寄附をすると、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられておおり、その範囲内で損金算入が認められています。

■これらの「寄附金控除」を受けるためには、確定申告を行う必要があります。その際に、寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書に、当法人が発行した受領書を添付して提出するか、申告書提出の際に提示する必要があります。

認定等（認定及び仮認定）の基準について

認定 NPO 法人等（認定 NPO 法人及び仮認定 NPO 法人）になるための一定の要件とは次の基準のことです。

1. パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（仮認定は除きます）
2. 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
3. 運営組織及び経理が適切であること
4. 事業活動の内容が適切であること
5. 情報公開を適切に行っていること
6. 事業報告書等を所轄庁に提出していること
7. 法令違反、不正の行為、公益に反する事実がないこと
8. 設立の日から 1 年を超える期間が経過していること



尚、1.～8.の基準を満たしていても、暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人など、欠格事由に該当するNPO法人は認定等を受けることができません。

パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準とは？

パブリック・サポート・テスト（PST）とは、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準であり、認定基準のポイントとなるものです。PSTの判定に当たっては、「相対値基準」、「絶対値基準」、「条例個別指定」のうち、いずれかの基準を選択できます

当法人は、判定期間の平成24、25年度の間、絶対値基準である「**実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数が、年平均100人以上であること**」を満たしました。

今後認定を維持するためには、平成27年2月13日から平成32年2月12日の各事業年度中に平均100名以上の方から3,000円以上の寄付が必要となります。（賛助会員年会費も寄付とみなされます。）この会報に「**会員入会、寄付金のお願い**」と振込用紙を同封させていただいています。ご協力をお願いします。

※認定NPOの詳細は内閣府NPOホームページで確認できます。(https://www.npo-homepage.go.jp)

第9回通常総会及びシンポジウムのご案内

開催日：平成27年5月30日（土）

場 所：豊川商工会議所2階 Aホール

日 程：12時30分 受付

13時00分 第9回通常総会

14時10分 総会終了

シンポジウムの受付

14時30分 シンポジウム 16時30分終了予定

テーマ：「市民後見の展望Ⅲ 市民後見人が活躍できる地域を目指して（仮）」

市民後見人を取り巻く全国と東三河地域の状況や実際に活動している市民後見人の方のを知ることのできるチャンスです！！

コーディネーター中村成人弁護士

シンポジスト 市民後見人2名、豊川市、東三河後見センター

※現時点ではテーマ等については仮題であり、後日に変更になることもあります。

東三河後見センターの今後の予定(4月～6月)

☆事務局会議 原則第2月曜日 15時00分より

☆ミーティング 9時15分より

—市民後見人の方、参加歓迎

4月16日(木) 理事会

5月9日(土) 第1回 成年後見ミーティング プリオ4階 視聴覚室

5月30日(土) 第9回通常総会・シンポジウム 豊川商工会議所 Aホール

総会:12:30受付 シンポジウム:14:30開始



賛助会員・寄付者一覧 (平成26年12月1日～平成30年3月1日)

【新規賛助会員の皆さま】(敬称略 入金順)

寄付者 田中義人・村川賢一

皆さまのご協力に感謝いたします。

☆成年後見制度 受任 支援 概況

(平成27年3月1日現在)

	後見	保佐	補助	合計
受任状況	40名	13名	12名	65名
受理面接済・確定待ち			1名	1名

★市町別受任一覧

(被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	17名	7名	2名	1名	0名	0名		27名
知的障がい者	12名	3名	2名	2名	1名	10名	1(岡崎市)	31名
精神障がい者	4名	1名	1名	0名	0名	0名	1(岡崎市)	7名
合計	33名	11名	5名	3名	1名	10名	2名	65名

☆市民後見人の受任状況

	後見	保佐	補助	合計
認知症	12名	3名	2名	17名
知的障がい者	12名	1名	1名	14名
精神障がい者	2名	0名	0名	2名
合計	26名	4名	3名	33名

現在活動されている市民後見人の方は13名です。この方が上記表のとおり33名の方の後見事務を担当されています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出した、市民後見人登録名簿登録者の方で、当法人が事務担当者として任命し、実際に活動されている方のことをいいます。

賛助会費 寄付金のお願い (平成27年3月1日現在)

正会員費納入者： 50人

(法人正会員2含む)

賛助会員費納入者： 43人

(法人賛助会員4含む)

寄付者(3,000円以上) 11人

皆さまのご支援
ありがとうございます。

※会員費納入者数で表示しています。

編集後記

春を感じる暖かい日があるかと思ったら、また冬のような寒さに戻ったりと体調管理に気をつけなくてはという日が続いています。まもなく新年度を迎えるにあたり、皆さまも体調を崩されることのないようご自愛ください。この後見という仕事は健康第一だと常々感じています。シンポジウムへのご参加お待ちしております。(編集：工藤明人)